住民の皆さんへ



古い建物が解体されているけど

スト飛散

∖看板をチェックしましょう!/

2021年4月より、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、施工業者は、すべての工事で事前に法令に基づく石綿の使用の有無(事前調査)を行うことが義務となりました。

※また、調査結果は写しを工事現場に備付け、 概要を見やすい箇所に掲示することも義務となっています。

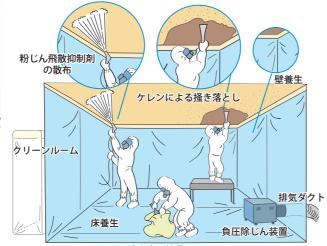
レベル1、2(石綿届出対象)記入例 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ 歴末1初寺の伊持寺の1千条に関するおれて □労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出 □石総牌書予防規則第5条第1項の規定による作業の届出 □大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による作業実施の届出 届出先及び届出年月日 展出失去以信出年月日 東京の今の発品本監督 ● ○ 市優 平成○○年○○月 東京(巻) 近十県 ● ○ 市優 平成○○年○○月 原文 株 7 年 月 日 ・ 平成○○年○○月 解 休 年 工 第 前 「平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月 特定民心が担当の作業制度 平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月 開設方法の需要(職者所) 元腈業者(特定工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇 調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類 ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。 調査者(分析等の実施者) 原表(分析等の実施者) 医名又は名称 理知識率・放射採取を実施した者 ・ 建築物合金有難料調査者 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇 が好を実施した者 ② 〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 特定粉じん排出等作業の方法 法 懸去 囲い込み・ 封じ込め・ その他 特定建築材料の処理方法 ·型式·設置数·機種:負圧除塵装置·型式:〇〇〇-2000 ·設置数:〇台 ・ 排 気 能 力(m//min 〇〇m//min(1時間あたりの機気回数4回)・詳細は添付資料の通 を ① 東京都○○区○○ ② 埼玉県○○市○○ その他必要な事項 気 接 使用するフィルタの 種類 及び 裏 その集 じん効果 (%)

掲示の例

アスベストが使用されていた場合

吹き付けアスベストの除去

※吹付けアスベストを掻き落とし、 除去面に飛散防止処理剤を散布します。



除去廃石綿袋詰め

掲示の例

(一社)日本建設業連合会 2014年6月作成

アスベストが使用されていなかった場合



自宅や所有する建物を解体・改修される皆さんへ

自らの家を改修・解体する場合に、これからは元請業者に対して、石綿対策の規制が強化されています。







石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり) されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

解体・改修工事を発注する場合、発注者として施工 業者に対し、以下の配慮を行う義務となりました。



●解体・改修工事の前に施工業者には、石綿の有無の調査(事前調査)が義務付けられています。その結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合、発注者の皆さんには、以下について配慮することが義務づけられました。



- ・石綿の有無の情報がある場合は、施工業者 に提供すること
- ・石綿除去工事を行う場合は、法令を遵守し ながら工事をするため、通常より費用、工期 がかかりそれを確保できる金額での契約
- ・石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者 には、作業の実施状況について写真等によ る記録ができるように許可すること等







